

公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠
(2019年度の適用料金)

1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00079163
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00063059

2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話 発信機能
① 2018年度の各機能に係る電気通信番号数 (2018年度末×12ヶ月)	(台) 1,029,300	354,696
(a) 下記以外	(台) 668,460	354,696
(b) 特設公衆電話台数	(台) 360,840	0
② 合算番号単価 (2018年度末時点適用分)	(円) 2	2
③ 各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a) + (b-2))	(円) 1,755,522	1,012,470
(a) (b)以外に係る負担金の額 (①(a) × ②)	(円) 1,336,920	709,392
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額 (①(b) × ②)	(円) 721,680	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 ((b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。)	(円) 418,602	303,078
④ 2018年度の算定対象需要実績	(千時間) 616	446
⑤ 1秒当り料金額 (③/④)	(円/秒) 0.00079163	0.00063059

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値